

○周防大島町最低制限価格に関する事務取扱要綱

平成21年4月10日

訓令第11号

(趣旨)

第1条 この訓令は、周防大島町財務規則（平成16年周防大島町規則第47号）第119条の規定に基づき工事及び製造（物品の製造を除く。以下「工事等」という。）の請負契約に係る最低制限価格の設定に必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格の設定は、前条の工事等の、競争入札に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 工事等の積算の主要部分が業者見積等に依存している場合で、最低制限価格の適用が不適切と認められるとき。
- (2) 競争入札に付す案件で、低入札価格調査制度を適用させるとき。
- (3) 最低制限価格の適用が不適切と認められるとき。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算出（別記様式）する。

- (1) 土木等一般工事

最低制限価格は予定価格の算出根拠となった「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費の10分の9＋一般管理費等の10分の7」（費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を次の（ア）から（ウ）のとおり切り上げた価格とする。

（ア）1,000万円以上の場合には10万円未満を切り上げた価格とする。

（イ）100万円以上1,000万円未満の場合には1万円未満を切り上げた価格とする。

（ウ）100万円未満の場合には1,000円未満を切り上げた価格とする。

- (2) 建築工事及び機械設備・電気設備・解体工事  
定めない。

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札は無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格は公表しない。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月10日から施行する。

附 則 (平成21年9月25日訓令第20号)

この訓令は、平成21年10月1日から施行し、平成21年10月1日以降に指名通知を行う入札から適用する。

附 則 (平成22年6月3日訓令第17号)

この訓令は、平成22年7月1日から施行し、平成22年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する。

附 則 (平成24年6月15日訓令第17号)

この訓令は、平成24年7月1日から施行し、平成24年7月1日以降に入札公告または指名通知を行う入札から適用する。

附 則 (平成26年3月24日訓令第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第25号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する。

附 則（令和元年8月1日訓令第4号）

（施行期日）

1 この心得は、令和元年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 本規定の施行後の契約期間の終期が令和元年10月1日増税日前までのものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月8日訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日訓令第12号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月31日訓令第2号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

